

## 【事例99】「保険金で屋根の修理が可能、と言われても慎重に！！」

【事例】知らない業者が訪問してきて、「雨どいがゆがんでいます。保険金で修理できます。」と勧められた。50万円の見積もりだったので保険会社に請求したが、20万円しか認められなかった。30万円も追加金が必要なら今は用意できないため、業者には「お金が都合できた時にお願いします」と断ったところ「ボランティアじゃないんだ。保険金額の30%を違約金として請求する」とすごまれた。契約するときには「一切お金はかからない」と強調され、違約金が必要という話は聞いていない。（50歳代・女性）

【対処法】① 自然災害による住宅の修理について「火災保険などの損害保険を使って自己負担なく修理ができる」と勧誘されても、保険金額は実際に支払われるのか、またいくら支払われるのか不確定です。② まずは自分自身で加入先の会社に確認を取りましょう。③ 保険金の請求をサポートする契約をさせられる場合もありますが、契約書をよく読んで、高額な手数料を請求されていないかチェックして下さい。

※何か問題が起こったら企画課の消費相談窓口で相談しましょう。